

令和8年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」に係る 受入集落募集要領

1 目的

人口減少や少子高齢化が進む過疎・中山間地域の集落では、地域活動の担い手不足などにより、地域住民の力だけでは集落の活力を維持していくことが困難となることが危惧されています。このような中、福島県では、新しい視点や行動力・専門知識などの『外からの力』を持つ大学生等と集落が交流する中で、地域の復興・活性化を図り、集落の応援団（サポーター）を育成することを目的とし、「大学生と集落の協働による地域活性化事業」（以下、「大学生事業」という。）を実施しています。

このうち、「集落自主活動に係る伴走支援事業」は、福島県が、「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に参加した大学生等で構成されるグループ（以下、「大学生グループ」という。）に、「サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠）」（以下、「サポート事業」という。）の活用を検討または実施している集落の主体的な取組への伴走支援を委託して実施するものです。

2 募集集落数

福島県内又の過疎・中山間地域にある、「サポート事業」の活用を検討または実施している集落

3年目：最大5集落（令和7年度に2年目の活動として大学生グループを受け入れた集落が対象）

4年目：最大2集落（令和7年度に3年目の活動として大学生グループを受け入れた集落が対象）

3 依頼する内容

福島県から大学生グループに対しては、【別紙】「仕様書（3～4年目・伴走支援）（案）」に基づき業務を委託する予定です。そのうえで、福島県から受入集落に依頼する内容は以下のとおりです。

※仕様書は現段階の案であり、今後変更する場合があります。

(1) 大学生グループ（5名程度）による活動への協力と話し合い

○ 大学生グループが行う伴走支援の現地活動への協力

3年目：原則として1泊2日×4回以上の日程

4年目：原則として1泊2日×2回以上の日程

※現地活動の日程については、大学生グループと受入集落との協議により決定されます。

○ 大学生グループとともに集落の活性化について話し合う場の設置

○ 大学生グループへの宿泊場所の紹介等

(2) 活動報告会への参加

事業に参加した大学生グループが、事業の成果を発表する活動報告会を開催します。（令和9年2月上旬頃予定）

この活動報告会では、集落の方々や地域づくり活動実践者など幅広い県民の皆さんが集まり、発表内容について意見交換をしますので、参加をお願いします。

4 応募資格

応募資格は、以下の要件を満たす集落とします。

- (1) 福島県内の過疎・中山間地域にある集落（市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体）。
- (2) 3年目の活動においては、集落が「サポート事業」の活用を検討または実施していること。
- (3) 4年目の活動においては、集落が「サポート事業」の採択を受けていること。
- (4) 大学生の力を活用して集落の活性化を図る意欲があり、委託先である大学生グループを受け入れる体制を整えることができる集落。
- (5) 過去に、大学生事業でグループを受け入れたことがある集落。
- (6) 市町村からのグループ受入れに係る推薦があること。
- (7) 行政区長等が代表となっていること。

5 応募方法

大学生グループの受入れを希望される場合は、伴走支援受入応募申請書〔集落用〕（様式第3号）に必要事項を記入の上、市町村の地域振興担当課に提出してください。その際、大学生グループ受入れに係る推薦理由等の「市町村記入欄」への記入を依頼してください。（県への提出は市町村から行っていただきます。）

※様式は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードできます。

【集落自主活動に係る伴走支援事業について】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tiikishinkou-56.html>

6 応募締切

令和8(2026)年5月13日(水)

7 活動する大学生グループの決定方法

活動する大学生グループは、1年目・2年目の活動を実施した大学生グループとなりますので、当該グループからも応募があることが必要です。

8 問い合わせ先

福島県企画調整部地域振興課 小澤

郵便番号：960-8670

住 所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）

電 話：024-521-7114

メールアドレス：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

9 その他

- (1) 本事業に係る委託契約は、福島県と大学生グループが締結するものであるため、集落に対する委託費の支払いはありません。大学生グループによる伴走支援及び活動報告会に集落の方が参加するために必要な経費については、集落の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 令和8年度も本事業を実施する場合、集落がサポート事業を採択されていることが要件となります。サポート事業の募集は年度末に行いますが、申請期間が短いため、あらかじめ管轄の地方振興局に事業実施計画について相談いただくことを推奨します。